

## 第7回 雇用・人づくりワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：令和2年3月9日（月）16:00～18:30
2. 場所：中央合同庁舎4号館4階共用第2特別会議室
3. 出席者：
  - （委員）大槻奈那（座長）、高橋進（議長代理）、水町勇一郎（座長代理）、夏野剛、中室牧子、御手洗瑞子、菅原晶子、南雲岳彦
  - （専門委員）石戸奈々子、宇佐川邦子、島田陽一
  - （政府）大塚副大臣
  - （事務局）林次長、彦谷次長、大森参事官、小見山参事官、小室参事官
  - （説明者）厚生労働省 森田 子ども家庭局総務課少子化総合対策室長  
厚生労働省 矢田貝 子ども家庭局保育課長  
山梨県 百瀬 子育て支援局子育て政策課 課長補佐  
内閣府 伊藤 子ども・子育て本部参事官付企画官  
株式会社キッズライン 経沢 代表取締役社長  
株式会社ネクストビート 中村 キズナシッター事業責任者  
公益社団法人経済同友会 小林 教育革新PT委員長

4. 議題：
  - （開会）
    1. 待機児童対策協議会の活用について
    2. ベビーシッターの利用促進
    3. イノベーション人材育成の環境整備
  - （閉会）

○大森参事官 時間になりましたので、第7回「規制改革推進会議 雇用・人づくりワーキング・グループ」を始めたいと思います。

御出席の皆様方におかれましては、御多用中、御出席いただき、誠にありがとうございます。本日は、高橋議長代理に御出席いただいております。

また、大塚副大臣、御手洗委員はスカイプでの御参加になりますけれども、遅れての御出席になります。さらに、本ワーキング・グループの構成員に加えまして、菅原委員、南雲委員に御出席いただいております。

また、厚生労働省より森田室長に御出席いただく予定になっておりますが、森田室長も遅れての御出席になります。

本日の議題はお手元議事次第にございますとおり3点、「待機児童対策協議会の活用」

ついて」、2点目「ベビーシッターの利用促進」、3点目「イノベーション人材育成の環境整備」でございます。

それでは、以後の議事進行につきまして、大槻座長にお願いしたいと思います。

大槻座長、よろしく申し上げます。

○大槻座長 ありがとうございます。

それでは、本日の議題に移らせていただきたいと思います。

まずは議題1です。「待機児童対策協議会の活用について」ですが、平成29年11月に閣議決定されました「規制改革に関する第2次答申」に基づき、平成30年より都道府県を中心に待機児童対策に取り組むため、待機児童対策協議会が設置されたわけでございます。

本日は、その設置後の活用状況について、去年に引き続きまして、厚生労働省よりヒアリングを行わせていただきたいと思います。

また、本日は自治体の取組事例といたしまして、病児保育の広域連携について山梨県より御紹介いただきます。

それでは、厚生労働省の子ども家庭局保育課長でいらっしゃいます矢田貝泰之様、そして、遅れて来られますが、同総務課少子化総合対策室長の森田博通様、そして、山梨県の子育て支援局子育て政策課課長補佐百瀬治彦様にお越しいただいておりますので、それでは、まず厚生労働省より10分程度をめどに御説明をよろしく願いいたします。

○矢田貝課長 厚生労働省保育課長矢田貝でございます。

それでは、まず資料1-1を御覧ください。待機児童対策協議会の話に入る前に、そもそもの待機児童の状況につきまして、昨年4月のワーキング・グループ以降の動きにつきまして、御紹介をさせていただきます。これは昨年の9月に公表しました、昨年の4月1日時点での待機児童の状況でございます。

まず、上にございますとおり、保育所の整備量でございますが、「子育て安心プラン」に基づきまして、国としては整備を進めていると。3か年で32万人分の保育の受け皿を確保することを目標に保育所の整備を行っているところでございます。昨年4月時点で自治体からお伺いしましたところ、この3年間での整備の見込み量は約29.7万人でございます。※で書いてございますけれども、市町村は毎年度整備計画を見直しますので、後ほどお話ししますけれども、大体、前の5か年計画のときも、この数字はどんどん上積みされてきているものでございますので、32万人まで増加すると想定をしておるところでございます。

そうした中で、待機児童数につきましては、1ページ目の下段でございますけれども、昨年4月時点での待機児童数は1万6772人ということで、待機児童数の調査開始以来最も少ない調査結果となっております。

※の2つ目にございますとおり、過去5年の推移を見ると、自治体ごとの待機児童数のばらつきは低減し、減少。待機児童がいる自治体中300人以上というのが一昨年9だったのが4に、200人以上も15あったのが9ということで、非常にたくさん待機児童がいるという

自治体が減ってきているという状況でございます。

引き続き、保育の受け皿整備などを行うとともに、市町村の特性に応じた待機児童解消支援の重点強化をしておるところでございます。

おめぐりいただきまして、「市町村の特性に応じた待機児童解消支援の重点化・強化」と書いてございます、左下に折れ線グラフがあるかと思えますけれども、これは、平成31年4月がオールジャパンのワースト30である待機児童数の推移を折れ線グラフにしたものです。

例えば緑のところは、5年前には1,000人を超えるような待機児童がいたようなところにおいても、どんどん保育所を整備してきて、待機児童は減る傾向にある。これを緑の①で、過去2年間で待機児童を大きく減らしている自治体群。

2つ目が赤の群。これは待機児童数が減ってきているようなところが多いのですが、30、31ではね上がってしまっていると。大きな自治体の周りの市町村が多いのですが、見込みを上回る申込者の増加により、待機児童数が子どもの数が減っているにも関わらず増加しているような自治体が123あると。まさに、こういう自治体については、整備計画を見直して、さらなる保育の受け皿整備の促進をするようお願いをしていると。

3つ目に、グラフで言うと紫で表している、待機児童数が1～100人ぐらいでずっと推移しているような自治体。これはある意味、子どもの数が今後減っていくときに、整備控えをしているところもあるかもしれないと。もしくは、市町村の中で見ると、待機児童は数的には足りているけれども、偏在が生じているというような自治体。こうした自治体については、申込者数の推移を保育提供区域ごとに、区なり市町村の中できちんと分析して、必要なところに作る。もしくは、保育コンシェルジェを使って、使う保育所を広域的に調整するなどの取組を促しているというところがございます。

我々としては、こういうふうに市町村をそれぞれカテゴライズして、昨年この9月の公表以来、各都道府県、市町村もお呼びして、あなたの自治体はこういう状況なのだから、こういうふうに待機児童の解消を図っていくべきではないかというような支援をさせていただいております。各都道府県においても、これと同じような分析をさせていただいて、支援をしていただくようお願いはしているというところがございます。

3ページ以降は、詳細な待機児童の状況の公表資料でございます。ポイントだけ御説明しますが、3ページは、棒グラフの緑が保育所の数で、このようにどんどん増やしてきている中で、なぜ子どもが減っているのに保育所が増えてきているかという、ピンク色の女性の就業率が67.7%から年々上がってきていて、我々は80%にも対応できるような保育所を作ろうとやっていますけれども、上がってきているということで、保育所も受け皿を増やしていかなければならない。

一方で、保育所をきちんと増やしてきているということも相まって、待機児童数については、一番下の赤でございますけれども、平成29年には2万6000人だったところが、この2年で約1万人減っていると。やっと待機児童が減る傾向になってきているというのが現

時点の状況であると認識をしております。

めくっていただきますと、「待機児童の解消に向けた今後の取組」で、こちらは昨年9月に記者発表したときにつけていた資料でございますが、保育所整備・保育人材の確保に加えて、②で、これから御説明します、ここでも議題となっております待機児童対策協議会の活用を、三本柱の2つ目として掲げてございます。この設置を促すとともに、これを活用した待機児童の解消を図っていただければということで、国の説明資料でも2つ目の柱に添えています。3つ目が市町村の特性に応じた支援の重点強化で、先ほどのことを載せています。

以下、次のページは、受け皿の詳細な種類ごとの受け皿の数の状況で、次のページ、ページ番号で6と書いているものについては、地域別の待機児童数の状況。減少の大きい自治体、待機児童数の多い自治体等の状況。7ページが都道府県別のマップ。8ページが年齢別の状況。9ページが保育にかかる費用の状況を資料として、参考に載せているところでございます。

資料1-2を御覧ください。

待機児童対策協議会の設置の状況でございます。昨年4月17日のワーキング・グループから、奈良、愛媛、長崎、沖縄の4県に新たに設置していただいて、今、20都府県で設置をしていただいております。カバー率としては、大体待機児童数の8割をカバーできるところまで来ています。沖縄は、待機児童が確か2番目に多いところですので、そういうところにも国のほうから働きかけて設置をしていただいたというような状況でございます。

下に評価アンケートでありますとおり、各市町村の課題が鮮明になった。あと、市境を超えた対策を行った。家庭的保育所の連携施設のガイドラインを作成した。新規事業の立案を行った。この事務局職員が市町を訪問して、ヒアリングを実施した。問題意識や好事例の共有が図られたというようなことで、活用をいただいているというような状況でございます。

この全ての都道府県で協議会に関する財政措置等を継続希望と書いてございますが、1枚おめくりいただきますと、「待機児童対策協議会参加自治体への支援施策」で、受け皿整備、保育人材確保、提案型の事業などを上乘せしてこの協議会を作っていただければ補助をしているというようなことをやっておりますので、これについては自治体からも引き続きやってほしいという御要望をいただいているところでございます。

以下の各20都道府県ごとの設置の状況について、開催の設置日、構成員、協議内容、待機児童数、あと、実施状況ということで何回ぐらい開催されたのかと。各県によって、これを見ますと、1回のところもあれば、複数回やっているところもあるというようにばらつきもございますけれども、活用いただいて、御議論をいただいているものと認識しています。表の中でオレンジで塗っているところが今回新設をいただいた自治体の状況でございます。

私からの御説明は以上でございます。

○大槻座長 ありがとうございます。

続きまして、山梨県様から、報道などでも大分御紹介されていらっしゃるみたいですが、山梨県での病児保育の広域連携の取組について御説明いただければと思います。10分ぐらいをお願いします。

○百瀬課長補佐 山梨県子育て政策課の百瀬と申します。貴重なお時間を頂戴いたしまして、山梨県から、「県主導による病児保育事業の広域利用について」御説明させていただきます。資料1-3になります。

1枚おめくりいただきますと、2ページに、現在の病児保育施設、全部で18施設ありますけれども、地図に落としたものがございます。

この事業を実施するに至った経緯ですけれども、3ページを御覧ください。これは平成27年度に県が行ったアンケートですけれども、子育てをしていて、不安・負担に思うこと、トップが「子どもが病気の時」でございました。

また、1枚おめくりいただいて、4ページになりますが、どのような「子育て支援」を望んでいるか。これにつきましても、一番多かった回答が「病児・病後児保育をしてほしい」というものでした。

5ページを御覧ください。このように病児保育を求める声が多いにも関わらず、なぜ普及をしていないのか課題を探るため、実際に病児保育施設を訪問し、現場の声を伺いました。

6ページを御覧ください。病児保育施設を訪問して分かったことですが、まず、県内全ての施設で赤字であったということです。赤字ということになりますと、これを分かっていたら、誰も病児保育をやってみようとは思わず、新規参入が図られないこと。また、現在、病児保育を行っている事業者も、赤字が続くことによってやめてしまい、病児保育施設が減少してしまうおそれがある。このようなことが考えられます。病児保育施設の普及には、安定した運営に向けた何らかの仕組みづくりが必要であるという結論になりました。

7ページを御覧ください。赤字となる要因は幾つかありますが、まず1つ目として、利用者の季節変動が大きいことがあります。インフルエンザが流行する冬の時期に利用が多くなっています。また、日々のキャンセル率が高いこともあります。前日には子どもに熱があったものの、翌朝に熱が下がり、予約をキャンセルするというようなこともあります。このような要因がありまして、施設側で保育士や看護師を何人配置すればよいのかということが予想しづらく、人件費の高止まりを招いておりました。

また、赤字となる2つ目の要因分析として、8ページを御覧ください。病児保育は、国・県・市町村で3分の1ずつ費用を負担しますが、実施主体は市町村であります。その市町村以外の住民の利用を制度上想定していないということがありますので、施設の所在する市町村で、その市町村以外の住民が利用した場合利用者数に含めていませんでした。これは広域的な利用によるルールが存在しないことによりそのような結果を招いておりました。結果的に、広域的な利用があった場合の費用については施設側の負担となり、このことが

経営を圧迫しておりました。

9ページを御覧ください。これらのことから、広域利用のルール確立が課題ということが分かりました。また、山梨県には27市町村がありますが、半分以上が町村であり、町や村が単独で病児保育施設を設置するのは困難だということも分かりました。このことにより広域的な観点から、県が積極的に関与し、県主導により関係市町村と協議を進めてまいりました。

平成28年度以降、県の主導により協議を重ね、平成29年3月に、まず甲府市を中心とする6つの市と町で広域利用に関する協定を結び、その4月から相互利用を先行的に開始いたしました。

スライドの10ページを御覧ください。右側にあります地図で水色になっているところが、平成30年4月から先行で広域利用を実施したところです。人口のカバー率では、県全体の約半分ぐらいになります。これを踏まえ、平成31年4月から全県での広域利用につながります。

広域利用のルールを確立したことでの効果ですが、1つは、利用者側の視点に立ちますと、市町村の区域を超えた施設が利用できるため、子どもの預け先、勤務先にあるほかの市町村の病児保育施設を利用できるということがございます。また、施設側にとっては、安定した施設運営につながります。なぜかといいますと、ある施設が満員であった場合、ほかの施設の利用が促され、利用が平準化されるということがございます。もちろん、これは先ほど申し上げた利用者側にもメリットがあります。また、市町村間で費用負担のルールがなかったことに対して、利用児童数に応じた市町村間の精算が行われることにより、市町村の負担が公平化されます。

こうしたことにより病児保育施設の体制の充実強化が図られ、子育ての不安や負担を軽減し、子育て世帯の仕事と子育ての両立を支援することにつながるものと考えております。

11ページを御覧ください。広域利用に関する相互利用のイメージ図ですが、左下にありますように、国・県・市町村が3分の1ずつを負担しております。この市町村の3分の1の負担の部分について、ほかの市町村が利用した場合は、そこと費用精算を行うことで、この場合ですと、甲府市が持ち出しにならず、甲斐市、昭和町といったほかの市町村からの利用料を受け取ることができるということになります。これは、全市町村と協定を締結することにより可能となったものです。

12ページを御覧ください。先ほどの地図にありました山梨県内の病児保育施設の現在の一覧です。県主導で広域化を進める利点としまして、市町村広域利用、つまり、市町村外の利用の料金、あるいは、対象児童の年齢について統一できるということがあります。そこを御覧いただくと分かるように、市外の料金は全て2,500円で統一されています。ただし、右側の緑色の2番のところにつきましては、企業主導型保育所の病児保育ですので、これはいわゆる市町村事業とは枠組みが異なるということで、市内・市外という概念が入っておりませんので、料金の統一からは外れております。

13ページを御覧ください。この広域利用に合わせる形で、「やまなし子育てネット」という子育てに関するポータルサイトの改修を行い、市町村に事前の利用登録を行う際、今までは行かなければいけなかったのを、スマートフォンなどからできるようになったとともに、病児保育施設の空き状況もこちらのサイトから一覧で、この施設は空いている、空いていないということが分かるようになりました。これは利用者側にもメリットがありますし、施設の側でも空き状況の確認の電話を何回も受けるということがなくなってきました。

最後になりますが、14ページを御覧ください。病児保育施設の広域利用を実現し、住民の利便性は向上しましたが、経営的にはまだ厳しい状況であるとともに、保育士、看護師の確保にも課題がございます。また、人件費以外に設備更新などの経費も必要です。単純に人数だけで測れない問題として、障害児など特別な支援が必要な子どもを預かる場合に、職員がどうしても多く必要になるということで、こういった加配というようなこともしていただければありがたいと思います。

この場をお借りして、引き続き、基準額の増額など、国の積極的な御支援をお願いさせていただきます。終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○大槻座長 ありがとうございました。

それでは、委員の皆さん、御質問・御指摘等ありましたら、ネームプレートをいつものとおり立ててお願いします。

2点ほどお一人ずつ一問ずつ教えていただきたい点をお願いしたいと思うのですが、まず、厚生労働省さんですが、ちょっと触れていただきましたが、KPIのところをもう少し詳しく教えていただければと思います。具体的には、「待機児童対策協議会の設置状況について」の2ページ目のところの下のほうに書いていただいていますけれども、具体的に例を少し挙げていただいています。もう少し詳しく、どんな形のこのKPIを設置しているところが特に効果的であるのか。そして、それらのKPIの達成状況なども教えていただければと思います。こちらでは、割と形式基準というか、その受け皿の整備、それから、保育人材等がありますが、例えば利用者側の満足度調査とかそういったこともあるのか、特に注目しているKPIと、その達成状況などを教えていただければというのが1点目です。

それから、山梨県さんのほうですけれども、非常に興味深い仕組みということで拝聴しました。14ページ目に、まだ課題もおありということで御指摘いただいているのですが、ここまでに至るに当たって特に御苦労されたところを教えていただければと思うのですが、全市町村ということだと、確かに、合意に至るには相当御苦労もあったと思うのですが、特に合意が難しかった点とか、それと併せて、14ページ目に、まだ経営的には厳しい状況とありますが、先ほど、赤字のところほとんどということで数字もいただいています。それがどれくらい改善したのでしょうかということも教えていただければと思います。

以上2点です。

○矢田貝課長 KPIにつきましては、それぞれの都道府県の協議会の中でこの例を参考に定めてくださいとお願いをしているところでございます。それはそれぞれの都道府県ごとに定めていただければという考え方でやっているところでございますけれども、当然、効果的なKPIというか取組としては、やはり一番大事なのは待機児童数の状況をきちんと把握していただくという、この中で言えばもちろん待機児童対策協議会でございますので、この待機児童の変化というようなところを、先ほどの折れ線グラフでもお見せしましたけれども、ああいうような形でそれぞれの都道府県の中の地区ごとにどういうふうに待機児童数が変化してきているかということを中心に把握していただくことが一番重要なのかなと考えています。

保育人材の確保に関するKPIについては、例示として、新たに保育士になる人、潜在保育士というのは、一度保育士の資格を取ってから辞める方の話ですので、そういう復職の状況、一番最後に平均勤続年数と書いていますけれども、勤めやすさの指標等々ありますけれども、やはりこの辺のところも取れる数字で把握していただいて、特に受け皿整備については、最後は市町村ごとにどれだけ保育所を作るのかというところで、県の中で協議をして、市町村で作っていくというのがベースになりますけれども、保育人材の確保については、まさに県レベルで、例えば養成の話であったり、この保育士・保育所支援センターも都道府県のほうでやっていただいているものでございますので、それぞれ市町村がこれだけ保育所を増やすので、これだけ保育士がさらに必要になるだろうと、そういうものについて県としてどういうふうに取り組んでいくのかというところをこの協議会の場などで議論していただくというのが効果的なのかなと考えているところでございます。

以上です。

○百瀬課長補佐 山梨県でございます。

まず、広域化に至る経緯ですけれども、山梨県は、人口八十数万人という小さい県でして、10万人を超える市は1つしかありません。半分が町村部です。そういったところもありまして、比較的話をまとめやすいという部分があったのかもしれないというふうには思っています。

あとは、やはり自力で、自分の市町村で病児保育の施設を作る、確保するというのがなかなか難しいというところも多くありますので、そういったことも含めて、あとは29年度からの先行実施で、特にそれほど大きな問題がないというような認識を持たれた市町村が多くて、最終的には全市町村に御協力いただけたと。特別大きな困難があったというのは、たまたま小さい県だったというような事情があったからかもしれませんけれども、それほど大きな支障ということは当時なかったというふうに話を聞いております。

あと、赤字の改善の状況ですけれども、実は、この事業を始めるに当たっては全施設に行って細かくお話を聞かせていただいたのですけれども、市町村事業ということもありまして、個別のその施設の状況を随時チェックしているという状況では残念ながらございま

せん。ただ、施設の方とお話をする機会がたまにありまして、これによってよくなった部分はあるけれども、依然として苦しいというお話は伺っております。

病児保育施設は利用が多ければ多いほど、国・県・市町村3分の1の負担の補助の基準額が上がっていく仕組みになってまいりますけれども、12ページの表を御覧いただきますと、定員そのものが本当に1桁で少ない、小さい病児保育施設・病後児保育施設が多いということもありますので、単純に利用が増えることによって大幅な経営改善にはつながりにくい。市内でも2,000円、市外であっても2,500円ということですので、その利用がそれほど多くなくて、多少増えたけれども、余り変わらないというようなところも正直ございますので、細かい数字をちょっとお出しできる状況ではないのですけれども、やはり広域利用だけでこの課題を全部解決するということには至らないのかなと思っております。

○大槻座長 ありがとうございます。

それでは、水町座長代理、お願いいたします。

○水町座長代理 ありがとうございます。

山梨県さんから病児保育の話をお伺って、待機児童対策として病児保育が非常に重要な課題であるということと、特に、今大きな課題となっているのは費用負担の問題と人員の確保調整の問題が大きいことが改めて確認できました。

それを踏まえて、厚生労働省さんに3点お願いがあります。

1つは、山梨県さんでも話があったように、病児保育の広域連携について、その自治体の中で費用負担等のルールづくりをするということが1つ大切だと思います。このようなグッドプラクティスを周知して行って、他の自治体でもこれを参考にすることを促していただけないかというのが1つ。

2番目が、自治体の中での共通ルールづくりについてですが、例えば、東京23区では、都区財政調整制度という財政調整の仕組みを設けて、23区をまたがるような財政の均衡化を行っています。財政調整でこういう仕組みを使っていくということは大切だと思いますが、さらに、定員調整等も含めて、自治体をまたがる共通のルールづくりを促していくことができないかということが2点目のお願い。

3点目については、これは病児保育に限らず一般保育も含めてですが、自治体間の運営の仕組みとして、広域連携を行っていくための担当職員をどういうふうに配置しているのかということが重要な鍵になってくるかと思えます。そういう意味で、各自治体で広域連携についての担当職員の配置をどのようにしているのか、それが具体的にどういう実態として展開されているのかというのを調査し、活動内容のフォローアップをしていただくことで、さらには、今後の各自治体のよりよい方向への取組を促すということをしていただけないかと、この3点をお願いしたいと思えます。

○大槻座長 では、矢田貝さんお願いします。

○矢田貝課長 病児保育の広域連携については、Googleで調べてもらえばすぐ分かるとお

り、既にいろいろな自治体で実施されているのですね。大体それは今まで2なり3なりの市町村間で多分やられているというのが多いのですね。例えばよくある話だと、大きな市があって、そこに病児があって、その隣接している町、働く人はその市が多いので、その病児と一緒に使えるようにいたしましょうということで、広域の協定を結んでやっているということ自体は広く行われていることだと思います。

今回、山梨県さんは何がすごいかというと、それを県が主導してやっていただいているというところが非常にありがたいというか、まさに我々としてもほかの都道府県にも、連携は進むときは進むのですけれども、進まないときはなかなか進まないで、県が主導してその連携を進めていただいているというのが非常にすばらしいところだと考えているところだと思います。

病児保育につきましては、例えば、これは29年に厚労省で各自治体に取り組事例集も示しているのですけれども、この中にも市区町村の広域連携による利便性の向上みたいところは1つの例としてお示しをしているところだと思います。まさにグッドプラクティスとしてお示ししていくのは我々も必要なことだと思っていますので、こういう市町村間でのやり方、もしくは、県がかんだやり方ということについてきちんと整理をして、自治体のほうに何らかの形で何かお示しできないかということにはちょっと検討をしていきたいなと思っています。

どちらかという専属の広域連携のことをするための職員は、多分、実際に病児保育なりの担当している職員さんというふうになると思うのですけれども、自治体側のいろいろな保育事業などの整備計画を作るときが一つのきっかけになりますので、そういう場を取り巻いて広域での整備みたいなことを検討してくださいみたいなことを国からお示ししてやると。

こういうふうなやり方の例とか、今、御指摘があったみたいに、例えば費用負担についてはこういう取組をしているのだという例があれば進めやすくなると思いますので、委員からの御指摘も踏まえて、何ができるのかということもちょっと考えていきたい。その中で、山梨県さんの取組などもちょっと紹介していくみたいな場が設けられるか検討をしていきたいと考えます。

○大槻座長 よろしいですか。

では、続きまして、中室委員からお願いします。

○中室委員 ありがとうございます。

厚生労働省様に3点、山梨県様に1点質問がございます。

厚生労働省様への質問の1点目。待機児童の数が減っているというデータをお示しいただいたのですが、最も重要なのは、幼児教育が無償化されて以降の変化ではないかと考えます。待機児童数については、4月と10月で2回データを公表しておられたかと思しますので、10月以降の変化について既に分かっていることがありましたらでしたら教えていただきたいです思います。

待機児童の9割は児童の年齢が0～2歳児で生じており、幼児教育無償化の対象となる3～5歳には影響がないという議論もあるようです。しかし、私たちの研究グループが兵庫県尼崎市から提供を受けた行政データを分析したところ、コホートごとの保育所利用者割合は、保護者の育休があける1歳で急増し、2歳以降はほぼ横ばいとなっています。つまり、保育所利用の意思決定が行われるのは、子供が3～5歳の時ではなく、0～2歳のところであるということになります。このため、3～5歳児の幼児教育無償化が行われることによる保育所需要の増加は、子供が0～2歳のところで生じる可能性があり、そうであれば幼児教育無償化によって、待機児童が一層増えてしまうのではないかとということが危惧されます。そういう兆しはないかどうか。仮に、そういう兆しがあるのであれば、今の対策の延長で待機児童問題を解決していけるのかどうかについてお伺いしたい。

2つ目に、保育単価の設定を変えることで待機児童を減らせないかということです。定員数が増加すれば保育単価が低下していくことになってはいますが、これをもう少し均すのはどうかということです。

3つ目ですけれども、男性育休とセットで推進していくために、認可保育所の入所基準に、例えば男性育休の取得項目というのを設けて、父親の育休取得を入所申請時のポイントとして加算するというようなことができないのかということです。

その3点です。

山梨県様の取組は、大変すばらしい取組で、参考になりました。先ほど水町座長代理からも御指摘がありましたとおり、他の自治体に広げていくために、運営費負担ルール以外にネックとなった部分があるかどうかということがもしおありになりましたら、御指摘いただきたいと思います。

以上です。

○大槻座長 では、矢田貝様からお願いします。

○矢田貝課長 まず無償化の影響についてでございますが、まさに今調べているところ、調べているというのは何を調べているかと申しますと、昨年10月時点での待機児童の状況と、それと、この4月の待機児童がどうなるかというのが我々としても大変注目しているところでございまして、この2年間で1万人待機児童を減らしてきたという、待機児童という意味ではいい取組をしてきていることが、この無償化の影響によってどうなるかというところは、我々も一番着目しているところでございます。まさに、今、その集計をしているところでございますので、それがまとまりましたら、どこかのタイミングで公表をしたい。例年、10月の待機児童は4月に公表しているというぐらいなのですけれども、なるべく早くその辺のところはとらまえていきたい。

各自治体から定性的にヒアリングの場などを通じて聞いていることで言うと、先ほど御説明があったみたいに、無償化は3歳からの話で、待機児童は1～2歳であるというところの違い、もしくは、保育所自体の数を女性の就業率が8割まで上がっても大丈夫に、要するに、待機児童はもともと2万人ぐらいのところを、3年間で30万に増やすというふう

にやっていることによって、もともと待機児童数以上に女性で働く方が増えるだろうということで、保育所を増やしてきているという状況でございますので、その中で仮に動きがあったとしても、飲み込めるのではないかというような意見もございますし、もしくは、子どもの数自体が今年に入ってから87万人ということがございましたけれども、母数が減っているというような状況もございますので、そうしたこともとらまえてどうなるかというようなお話もお聞かせいただいているところでございますが、いずれにしても、きちんとしたファクトというかデータを調査して、影響については把握していきたいと考えているところでございます。

単価表につきましては御指摘のとおりで、規模の経済のところ、90人の保育所だったら保育士さんが何人いて、それを90で割ったら幾らという出し方で、30人からずっと10人か20人刻み、たしか10人刻みだったと思うのですけれども、単価表を作っているというのが現状でございます。それを恐らく御提言は1人刻みというのですかね。

○中室委員　そうですね。

○矢田貝課長　1人刻みにすればもっとフラットになるのではないかという御提言だと思いますが、その御研究のほうもちょっと勉強させていただいて、実務的には、市町村的には、保育所は毎年そんなに大きさは変わらない中で幾らの単価を使ってというふうに現場もやっているのが、人数の変動でどんどん変わっていくというのが、事務的に、介護みたいに日割りで細かく計算していくのより、月で幾らとやっている保育でうまく事務が回るかみたいなどの課題もあるかとは思いますが、ぜひ、そういう研究をされているのであれば、ちょっと勉強をさせていただきたいというのが現時点でのところでございます。

男性育休について様々なインセンティブを与えていくというのは、厚労省として私の所管かと言われるとちょっと違うかもしれませんが、厚労省としては、男性の育休を増やしていくことは必要ですので、それはいろいろなインセンティブを与えていくことは重要だと思っています。保育認定に入れるかというところについては、ちょっと議論をしてみないと、どうしても保育の場合は本当に保育の大変さ、例えば働いている時間であったり、当然、シングルマザーの方がいたり、もしくは障害のあるお子さんがいたり、様々な状況を勘案して優先順位をつけているという中で、かつ、まだ待機児童があるという中で、男性育休というのが指標として入れることがいいのかどうなのか、いろいろな方の御意見を聞いて、当然、男性育休の促進の効果はものすごくあると直感的には思いますけれども、そこまで保育の必要性認定でしていいのかというところについては、ちょっと議論をさせていただければなということで引き取らせていただければと思います。

以上です。

○百瀬課長補佐　ネックになったことが国の制度として何か病児保育に関してこの制度があるから、この広域化をするに当たって何か困ったと、そういうようなことは特段のものはなかったと認識をしております。もちろん、病児保育そのものが経営的に厳しいという

ところがあるかもしれませんが、それも含めて広域化を全市町村で行ったということになります。

あとは、空き状況の確認などを行うにも、全県で十幾つしか施設がありませんので、その中でも実際に利用可能な施設、自分が住んでいる場所から利用可能な施設は数施設だったりしますので、そういうシステム改修的な部分でも、それほど問題になることもなく行えたということもあろうかと思えます。ですので、そういう制度で何かネックになってこれが実現しにくかった、苦勞したと、そういうようなことはないと言ってよろしいかと思えます。

○大槻座長 よろしいですか。

では、菅原さんお願いします。

○菅原委員 ありがとうございます。

病児保育については、平成29年6月の「子育て安心プラン」から厚労省でもかなり検討をされて進めてきており、そのよい事例が山梨県の今回のお話です。先ほどキャンセル率が高くて、計画は立てづらいという話がありましたが、山梨県の場合は、数も少なくある程度見込みを立ててできるようですが、これを横展開していくことになったときには、例えば東京で大田区がインターネットを活用して予約システムを作っている例などとかそういうのがありますが、これを個別自治体で対応すると非常に効率が悪いので、予約システムなどの仕組みを国でサポートすることはお考えになっていないのか。

同じくITの活用ですが、一部自治体では、遠隔監視診断システムなども使っているところもあったと思うので、技術革新をもう少し踏まえた整備のあり方を国が提示していくことができなにか。

もう一つ、先ほどから運営費が非常にかかるということですが、子ども・子育て支援整備交付金が今どのような状況で、どのぐらい活用されているのかという、この数字の実態のところを教えてください。その利用率を勘案して、今後、全国に展開していくときの運営費の見込みを立てていくことが重要ではないかと思えます。

最後に、今回は、配置基準の問題は余り出てきていませんが、病児保育は非常にキャンセル率が高いという話もさっきありましたが、緊急に予約が入ったり、逆にキャンセルがあるため、人手の配置の工夫が非常に重要です。いわゆる通常の保育士以外にパート保育士とか、あるいは、オンコール保育士、あるいは看護師との連携、うまく組み合わせて配置していく良い事例があれば、厚労省にお伺いしたい。

○大槻座長 よろしくをお願いします。

○矢田貝課長 まず1点目のICTの活用関係ですけれども、まさに、病児保育は突然使いたい人もいれば、使おうと思っていただけども、熱が高過ぎて、私仕事を休んで今日は病児保育を使いませんということで、昨日から予約していた子が朝来なくなったり、朝、急に使いたいという人が来て、御指摘のとおり、今まで電話でやっていたので一覧性がなくてうまくつながらなかった。そういうことも踏まえまして、実は先ほど成立しました令和

元年度の補正予算の中に、「保育所等におけるICT化推進事業」を設けさせていただきました。病児保育事業などの予約とかキャンセルをICT化するためのシステムで、これは各施設ごとに作る場合には補助単価が100万円、自治体全体でのこっち空いた、あっち空いたみたいなところまで自治体でやる場合に800万円という補助単価で、このICT導入の補助をまさに出来立てほやほやですけれども、作ったところでございます。まだ、これを自治体に御説明して、これからそれを使っていただくという段ではございますけれども、我々もそういうシステムを入れるための補助みたいなことは今させていただいていますので、その活用を図っていききたいというのが1点目でございます。

2点目ですけれども、まさに経営の安定化のために、先ほどの交付金の話もあったのですけれども、今は病児保育はどちらかというと補助金が十分かどうか。先ほどもありますけれども、補助単価が低いのではないかとというような御指摘をいただいています。これは令和3年度の予算に向けてですけれども、まさに経営実態調査を厚労省で今研究事業で行ってまして、2月に調査票をまいて、今まさにそれが返ってきて、それを集計しているところだと認識しています。まさにその結果を踏まえて、そういう御指摘のあった支援策を含めて補助体制が十分かどうかということをして令和2年度に検証して、令和3年度の予算案につなげていききたいと考えておりますので、御指摘があった補助の活用状況も含めて、病児保育の収支状況について分析をして対応を考えていききたいと考えています。

最後に基準についてですけれども、これもよく寄せられる御指摘として、やはり変動があると。今回、まさに3月に入ってから課長会議でお示しをしたのですけれども、病児保育・病後児保育は基本的に診療所の近くにあるか、保育所の近くにあるかのパターンがほとんどでございます。単独型も1割ぐらいありますけれども、ほとんどが病院なり保育所併設のときに、例えば本当にお子様が少ないときには、まさに看護師さんとかはいないところにずっといていただく必要はなくて、例えば病院のほうの仕事をしていただいて、何かあるときに来てもらうというみたいなことも運用上可能だみたいなのところも、3月3日の全国課長会議の資料でお示しさせていただきました。それはまさに委員の問題意識のようなところから、なるべく柔軟にできないかということでお示しをさせていただいたところでございます。

まさに、それについては、引き続き、どうしても経営の安定をどうやって図っていくかというところ。逆に言うと、病児保育は保育所がやっているか小児科がやっているパターンが多いので、そっちがしっかりしていると、ある意味病児はちょっと変動があっても、大きい母体があるところは、それで何とかやれているというのが今現状だと思いますけれども、それぞれのパターンごとに経営状況を、先ほどの調査でしっかり分析して、対応を検討していききたいと考えます。

以上です。

○大槻座長 ありがとうございます。

続きまして夏野委員、それから、時間の関係で、その後すぐに御質問を高橋議長代理か

らもいただいて、その後、まとめて御回答をお願いします。

○夏野委員 前からこの問題は国家的な問題になっていると思うのですが、前から指摘されていることで、いわゆる待機児童の潜在的待機児童というのがいるのではないかという話がずっと昔から言われていて。つまり、今現在は待機児童に登録されていないけれども、そういう環境が整っているのであれば、もうちょっと働いてもいいという人がたくさんいるのではないかという、この辺の数字について厚生労働省さんがどういうふうに見ていらっしゃるのかというのが質問です。

それから、もう一つの質問は、先ほど山梨県さんのお話を伺って、いわゆるスケールが足りない市町村がそういう広域連携をすることによってそれを埋めるというのは分かったのですが、この厚生労働省さんの資料にもあるように、実は都市部が、つまりもともとスケールがある都市部での待機児童が多いという、こちらの解決法にはなっていないと受け取っていて、スケールがあるところで成立しないということは、つまり、もともとのビジネスモデルが全然成り立っていないというふうにも読める。つまり、金額が安過ぎて保育士も集まらないし、事業者も増えないというふうにも読めるのですが、そのそもその金額を上げるということの難しさというのは、もちろん財源ということを除いて何かあるのでしょうかというのが質問です。

○高橋議長代理 厚労省さんに質問したいのですが、お話の出だしのところで、病児保育の広域連携の例は多々あると。ただし、県主導は少ないというお話があって、山梨県のお話があったわけですが、県主導の動きを広げていくためにはどうすればいいのかというところを、ちょっと類似の質問が先ほどあったかもしれませんが、改めて、お聞きしたいと思います。

それに関連して、自治体の広域調整とか保育体制の取組について横展開を担う職員の配置については補助が出るということですが、具体的にその配置がどの程度されているのかということも1つ政策が有効かどうかというチェックポイントになるかと思えますけれども、そんなところも教えていただければと思います。

○大槻座長 それでは、お願いします。

○矢田貝課長 まず、潜在待機児童の話ですが、平成29年に検討会を開きまして、こういうものを待機児童の外の数字として取り扱うことを決めておりまして、4つございます。1つは育児休業中の方。育児休業中で保育所に申し込んでいる場合で、実際入れなかったとしても、育児休業中の方は家にいらっしゃるということで除いている。2つ目に、東京都がお金を出している認証保育所というのがありまして、そういうところに入っている方は待機児童から除いている。3つ目に、特定の保育所だけを希望している方。例えば、市のほうでは20～30分で行けると言っているのですが、20～30分あれば行ける、あそこの保育所であれば今は空きがありますよと言っても、自分は保育の質とか、自分も行ったところとか、様々な理由でここに行きたいという方については、ほかに空きがあるのにこちらをとという方は除外している。最後は、求職活動をしている方は保育所に

入れるのですけれども、それを停止している方、休止している方も除外していいというふうにルールを決めています。

その数字についても、毎年公表していきまして、平成31年4月には、7万3000人ぐらいが潜在のいわゆる待機児童から除外されている方でいらっしゃるということで、国会等でも聞かれたときには、まずはそれ以外の待機児童1万6000人をきちんとなくしていく。その上で、仮に待機児童がなくなったときに、先ほど言ったような方々をどう取り扱っていくのかということを検討していくということで、まず我々はいわゆるそれを除外した待機児童数の1万6000をゼロにしていくということで、今は考えているところでございます。

それと、単価の話でございませぬ。保育所につきましては、いわゆる認可の保育所、もちろん病気になったときは病児保育ということで、それぞれ使っていくと。御指摘のとおり、病児保育のほうは、もともとの子どもの数に比べて病気になるお子様は本当に少ないので、幾つかの自治体と一緒に作るということで、今、取組をされているというところでございますけれども、そちらも先ほど経営実態調査を申し上げましたけれども、実は保育本体は、全国2万3000ある保育所のほうは、昨年、経営実態調査を行いまして、収支差は、3年ぐらい前は5%ぐらいの利益率だったのが、今は2%ぐらいまで、やはり保育士不足で保育士の給与が上がっていることもあって、かなり下がってきていると。今年、それを踏まえて幾つかの拡充をする保育単価を予算の中に盛り込んでいるというところでございまして、引き続き、経営実態調査などを見ながら、毎年度の予算編成の中で単価アップを目指していくという考え方でございます。

最後に、待機児童対策協議会の中で、保育士等の広域利用調整などを行う職員の配置に補助が出るというところがあります。実際にこれを活用している都道府県もあるみたいなので、活用状況はちょっと手元にないので、お調べして、もし、それが横展開を図れるものであれば、図るように検討をしていきたいと考えております。

○大槻座長 よろしいですか。

ありがとうございました。

それでは、本日、本件についての議論はここまでにしたいと思えます。

今後、我々のワーキングのほうでも議論を深めていきますが、一方、厚生労働省様には、今日出ました広域連携の推進について、そして、協議会を通じた待機児童対策等を具体的に進めていただければというのと、あと、今日、幾つかデータの件、もう既に進められているものも多いと思いますが、そういったことの取得と、その分析のほうも併せて進めていただき、必要に応じてこちらのほうにもお伝えいただければと思えます。

それでは、本日はありがとうございました。こちらで御退席いただければと思えます。

(説明者交代)

○大槻座長 続きまして、ベビーシッター業界より要望がございませぬ、議題2「ベビーシッターの利用促進」に移ります。

本日は、内閣府子ども・子育て本部参事官付企画官でいらっしゃいます伊藤洋平様、株

株式会社キッズライン代表取締役社長経沢香保子様、株式会社ネクストビート キズナシッター事業責任者中村暁志様にお越しいただいています。

それでは、最初に、厚生労働省より5分程度をめどに、恐縮ですが、ベビーシッターの概要と現状について教えてください。

○森田室長 厚生労働省の少子化総合対策室長の森田です。よろしくお願いいたします。

それでは、資料2-1を御覧ください。認可外の居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）の概要を簡単に御説明したいと思います。

おめぐりいただきまして、1ページ目は、居宅訪問型に限らず認可外保育施設あるいは事業全体がこのスキームになっております。児童福祉法に基づく届出等が決まっております。届出につきましては、事業開始のときに1か月以内に届出をしていただく。届出先は都道府県知事あるいは指定都市、中核市にある場合には、指定都市、中核市の長に対して届出をしていただくというのが最初のスタートになります。

それから、毎年の報告も年1回していただくことになっておりまして、下のほうですけれども、定期報告ということで、毎年、施設（居宅訪問型については事業者）の運営状況を都道府県知事または指定都市、中核市の長に対して報告をしていただくことになっております。

それから、この紙に記載はありませんけれども、基本的には、特に施設に関しましては都道府県、指定都市、中核市が年に1回以上立入調査を行って状況を確認することになっております。

おめぐりいただきまして、2ページ目ですけれども、認可外の居宅訪問型保育につきましては、施設全般と少し動きが違うところがございまして、大きく2つございます。真ん中辺りに、平成27年4月のところにアンダーラインを引いておりますけれども、子ども・子育て支援新制度が始まって、約5年間経っておりますけれども、この中で、認可の居宅訪問型保育事業が初めて位置づけられました。これを踏まえまして、児童福祉法でも、認可に当たらないけれども、居宅訪問型の保育を行う事業者については、認可外の居宅訪問型保育事業ということで、いわゆる児童福祉法の規制が始まっているというのが1つです。この際には、施設全般もそうですけれども、1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設あるいは事業者だけが届出対象となっておりますので、いわゆるベビーシッターで言えば、個人のベビーシッターの方はこの時点では対象ではなくて、ベビーシッターが登録されて派遣しているような事業者につきましては、この時点から届出が始まっているというのが1つです。

それから、もう一つの流れが26年3月の非常に痛ましい事件がありましたけれども、これを踏まえまして、社会保障審議会児童部会の専門委員会で議論されました結果、その下にあります平成28年4月から、1日に保育する乳幼児の数が1人以上の場合でも届出をするということで、これは省令改正で対応しておりますけれども、この時点、平成28年4月からはいわゆる個人事業主としてベビーシッターをされる方も届出をしていただくという

ことが始まっておりまして、おおむね5年ぐらい経過しております。

今般、昨年10月からの幼児教育・保育の無償化がございまして、これも様々議論がありまして、認可保育所に入れないようなケースもあるということで、認可外保育施設あるいはベビーシッターの利用につきましても、一定の上限の中で無償化の対象にすることになりました。地方団体等から、特に居宅訪問型についてはなかなか外部の目が入らないというようなこともあって、質の担保や確保が重要だというような御指摘がありまして、様々議論してきております。

その結果が3ページ以降ですけれども、認可外の居宅訪問型保育事業につきまして、真ん中辺り、赤で囲んでおりますけれども、職員の配置基準は認可外保育施設の場合も、認可と同様に子どもさんの年齢に応じて3:1とか6:1という数は同じです。ただ、認可外の施設の場合には、有資格者、保育士または看護師が3分の1以上であれば基準に適合するという整理になっています。

居宅訪問型保育につきましては、原則1:1という当然のルールはございましたけれども、特に資格とか研修受講に関しての基準が昨年の時点ではございませんでしたので、これをどうするかということ議論した結果、右側ですけれども、この事業を行う中で基準に適合する事業者だということを示す場合には、職員について、保育士、看護師または一定の研修を受講した者であることというのを新たに基準にしております。ただ、これはすぐということではなくて、幼児教育・保育無償化全体が5年間の猶予期間がございまして、5年間の間にこの資格を持っていただく、あるいは、研修を受けていただくということで、今、お願いをしているという状況でございます。

4ページ目を御覧いただきますと、研修はどのようなものかということとして、真ん中辺りにありますけれども、①～③までございます。

①が、先ほど申しました新しい制度の中で認可の居宅訪問型保育に従事する方の研修がございまして。これはまだ数は少ないですけれども、この研修は当然含まれる。それから、もう一つは、子育て支援員研修（地域保育コース）と書いていまして、これはほとんどの都道府県で実施していただいております保育の基礎的な内容を研修してもらうコースです。これでも構わないという整理にしております。

それから、②がベビーシッター事業者の団体であります全国保育サービス協会が実施する研修。これも当然含まれるということにしています。

それから、③。この後御要望があるかもしれませんが、民間事業者の自社研修なども含まれるようにすべきだろうということで専門委員会では議論いただいておりますが、その下の○のところですが、内容を確認することについては継続的に検討をすべきだということになっておりまして、これは今、専門委員会での宿題になっております。我々のほうでも様々調査をしながら、これの基準作りを進めようとしているということとして、来年度具体的に進めていきたいと思っております。

ちなみに、5ページは、東京都が2年前ぐらいからだったと思っておりますけれども、独自に

ベビーシッターの利用支援事業を行われています。東京都も、一定の研修を受けたベビーシッターということのを要件にされておりますけれども、我々も東京都の先行的な事例を当然参考にしながら専門委員会で議論してもらいましたけれども、東京都でも、今現状としては、東京都がやっている研修あるいは全国保育サービス協会（ACSA）さんがやっている研修、それから、真ん中辺りに子育て支援員研修がありますけれども、東京都の場合は、子育て支援員研修を受けただけでは駄目で、補足研修としてここに○がついているような項目を別途受けることを求めているということですので。現状としては、東京都のほうがより厳しくなっているような状況かなと思っております。こういうことも参考に、今後も検討は続けていきたいと思っております。

最後、6ページ、7ページは、これは参考までですけれども、26年の痛ましい事件があったこともありまして、マッチングサイトに関してガイドラインの適合状況の調査を我々の委託事業で継続してやっております、7ページにありますけれども、マッチングサイトのガイドライン、こういったものを当時示しておりますので、これに適合している状況を情報公開することによって利用者の方の選択に資する形になるのかなということで、この事業を継続しているという状況でございます。

私からは以上です。

○大槻座長 ありがとうございます。

続きまして、内閣府より、すみません、3分をめぐりをお願いできればと思います。

○伊藤企画官 内閣府の子ども・子育て本部の伊藤と申します。どうぞよろしくお願いたします。

資料2-2を御覧ください。

私のほうからは、内閣府で所管しております企業主導型ベビーシッター利用者支援事業について、簡単に概要を御説明させていただきます。この事業は子ども・子育て支援法に根拠がありまして、支援法に基づいて、事業主拠出金、厚生年金適用事業所から拠出金をいただいておりますが、それを財源として行っている事業です。同じく、お聞きになったことはあるかもしれませんが、企業主導型保育事業という、同じ企業主導型という事業があるのですが、財源としては同じです。こちらのほうは規模としては3.8億円という予算でやらせていただいております、簡単に申し上げますと、労働者の方がそのシッター事業者を使った場合に1日2,200円という割引券を発行しているという、そういう事業になります。ポイントとしましては、1日2,200円ということと、事業主拠出金、公費は入っておりませんので、経済団体の御理解を得ながら運用をしているところでございます。

2ページ目を御覧ください。最近の動きとしまして、1つは、先ほど厚生労働省からありましたが、昨年10月1日から、まずベビーシッターも無償化の対象となっていることと、そのタイミングに合わせて認可外保育施設のベビーシッターの指導監督基準ができたことをとらまえて、この企業主導型ベビーシッター事業についてもこの厚労省の基準を満たしたシッターさんが事業を行った場合に、サービスを提供した場合に、その割引券の対

象にするというふうに基準をそろえてございます。特に、今日この後の事業者さんの話との関係では、オレンジの2のところですが、マッチング型の追加ということで、この10月1日の前は、基準がなかったこともあって、企業主導型の事業は、自社で雇用しているタイプの事業者さんだけが対象だったのですが、10月からこの資格等の基準を満たした場合には、マッチング型の事業者さんも参入いただけることとしております。今日この後のお話もあると思いますが、我々も、そんなに規制とかそういうことよりも、基本は事業者さんとか利用者さん、そして、スポンサーであるところの経済団体の方の意見を踏まえて、なるべく使い勝手のいいようにしていこうと思っておりますので、これまでも随時やってきておりますし、今後も、今日のお話なども踏まえて、対応をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○大槻座長 ありがとうございます。

続きまして、株式会社キッズライン様及び株式会社ネクストビート様より、12分程度お願いできればと思います。

○経沢社長 うちの会社はキッズラインという、スマホで24時間ベビーシッターさんが呼べるサービスで、以前、事故があったマッチングサービスの延長ではあるのですが、以前のサイトの場合は、全て皆さん匿名で特に審査等もなかったもので、どうしても一定のクオリティーが保たれにくいというのがあったとは思うのですけれども、弊社の場合は、利用者の方全ての身分証を確認して、シッターさんには研修及びOJTをして、口コミで全部レビューが見れるというサービスで、評価を見ながら安心して預けられるということで、利用者が急増しており、累計で100万件以上のご依頼をいただいております。

今日は、ベビーシッター業界は昨今変遷が激しくて、今回のコロナの休校に伴って、お子さんの預け先がない場合、可及的速やかに育児のインフラとしてベビーシッターを皆様求めていますので、今後いろいろ改革していきたいということで、今日はいろいろお願いを書きました。多くは、弊社にはなり手の方がかなり殺到しております。例えば、一般的に保育園は保育士の方のなり手が足りないとか、保育園を開いても保育士さんがいないというような流れがありますが、フルタイムで働けなくても、限られた時間だけ働きたいという保育士の方や経験豊富な主婦の方などがいて、例えば、今回のコロナの件で、ベビーシッターの認知が高まると、通常の応募よりも3倍、4倍の方がなり手になりたいと殺到しているような状況の中で、現在、研修機会が非常に少なく、実際に開催されているのが月1回程度なので、そうすると、なり手がなりたいと言っても供給がなかなか可及的に行われないので、1個目の要望としては、民間の私たちのようなきちんと研修をしているところを監査いただきつつ、そういった研修機会を民間に拡大していただけないかというお願いです。

今回、内閣府さんが、政府が休校措置として、ベビーシッターに対して内閣府補助金を26万4,000円まで拡大していただいたのは非常に大きなニュースで、皆さん殺到している

のですが、紙や書式の統一などかなりアナログなところがスタックしておりまして、今後、中長期的に紙の廃止、書式の統一、都道府県での統一、ばらばらなので、それは何とか行っていたきたいというのが2つ目の要望です。

毎月5万2,800円の内閣府の補助等もありますが、今、待機児童が全然解決されない中、保育園には大体毎月60万円から100万円ぐらいの補助が子ども1人当たり必要ということになっていますが、結局、待機児童になると女性は働けないので、専業主婦にならざるを得ないという環境は、保育園を落ちた方はベビーシッターなどですと、かなり安く、そもそもインフラが必要なく提供できるというのがありますので、そういった待機児童対策として御検討をいただきたいということ。

実際に東京都が、待機児童になった場合は、1時間250円（令和2年4月より150円）でベビーシッターを使えるというような提供をして、それによりかなり反響はあったのですが、翌年に、雑所得に補助金が計上されるということで、翌年の追加納税が50万から100万ぐらいかかるということで、ネットを含めてかなり炎上していて、すごく残念だという声が多いので、もし、その雑所得が予算との兼ね合いで廃止できるのであれば、待機児童は私は解決できると考えています。今回、内閣府さんが26万円の補助に対して雑所得を計上しないという措置はかなり民間の方に強く支持されていますので、今回、一つのケーススタディにしていだければと思います。

要望は、大きくその4点ですが、現状として簡単に御説明させていただきます。資料をおめくりいただきまして、子育て環境は日本は厳しいという中で、保育園以外の代替手段がなく、保育園は非常に便利ですし、私も3人の子どもを保育園にお世話になりましたが、社会進出をしていくに当たって、土日の仕事はどうするのだとか、不規則勤務の人はどうするのだというような場合や待機になった場合は、可及的速やかなインフラの提供が必要となっています。実際、保育園の方も頑張っていたのですが、保育士の待遇改善などが進まないなどで、そこは人材不足になっているという認識は皆さん一緒かなと思います。そのような中で各自治体がベビーシッター補助をちょっとずつこの何年かで少しずつ枠が広がってきました。そして、会社側としても、女性が復帰してほしいということで、会社の福利厚生として提供してくれるような企業も増えましたので、ベビーシッターはかなり浸透してきていると思います。

おめくりいただきまして、今まで日本にベビーシッターが、そんな便利なものがあるのになぜ広まってこなかったというのは、今までは富裕層の人を対象とした限定的なサービスが多く、また、手続などが、申込・入会金を払ってから誰が来るか分からないという、主には派遣型だったので、1時間当たりのコストも非常に高いなどだったのですが、今は、私たちとかキズナさんとか、マッチング事業者がかなり増えてきておりまして、こういった24時間初期費用なしで利用できるというサービスが今までコストが高かったのが安くなった、ママたちが忙しくて手続が大変だったのがオンラインでできるようになった、それから、どんな人が来るか自分で選べるなどの、幾つかの負の問題を解消したことで、急激

に利用者が増えています。

今、9ページにこのような事業者がありますということと、あと、厚生労働省の方も過去の事件を踏襲していただいて、かなり厳しめのガイドラインをいただいている、それに適合されるように個人のシッターさんは全員自治体に届出をするというオペレーションを組んでおりますが、この書式は統一していただきたいというのが要望の1つです。

去年の10月から、内閣府さんがベビーシッター割引をマッチング事業者にも適用していただいたおかげで、今まで月に4,000枚ほど使われていなかったものが、この3か月でかなりの数が伸びまして、すみません、これはうちの会社だけなのですが、今まで四、五千枚だったのが、うちの会社だけでも今月多分3,000枚、4,000枚のスピードで増えているので、これはかなりニーズと合致していたということで非常に感謝しております。

マッチング型の普及している理由は、この辺に低コストとか、とにかくスマホで便利だということとか、評価を全公開されているだとか、保険に適用されている。通常の派遣会社と同等のサービスを提供していると自負しておりますが、圧倒的にスピードと低価格というのが非常に支持されています。

14ページに、このような形でオンラインで予約の時間が分かたり、口コミが全部見れたり、その人の返信時間がどれぐらいだというようなことが可視化されているというのが非常に受け入れられています。

15ページからは、研修をどういう採用基準でやっているかということですが、こちらのほうを表にいたしましたので、御覧いただければと思います。派遣型と同等の研修は実施していると自負しておりますし、17ページに、保険についても書きましたが、同等、より以上の保険を提供しています。

ポイントとしては、ニーズがあるというだけではなく、なりたいという方が増えているということで、保育に担い手が増えないという現状の世の中で大きく風穴を開けていると自負しております。毎月、弊社でも2,000人以上の応募があるというのが現状です。

利用件数は19ページに書かせていただいているように、かなり伸びていて、累計100万件以上の御依頼をいただきました。

20ページ目は、ちょっとビジネスモデルの比較みたいになってしまって恐縮ですが、派遣型はオペレーション効率が、インターネットを余り活用していないので、なかなか大きな事業者が生まれてなくて、ACSAさんの加盟企業になりますが、1社当たり平均の売上が5000万ぐらいで、シッターさんが200人というのが平均でして、弊社の場合は、シッターさんも4000人以上いて、会員登録者数も12万人以上いるので、そういった意味ではかなり業務効率は削減されていて、可及的速やかにある程度のキャパシティーの保育が提供できると思っています。

なので、21ページに書きましたが、新規に利用者の大体6割近くがマッチング型を利用していますので、今後も主流になっていくと予測されています。

ということで、簡単な御紹介ですけれども、ここからは細かくいろいろと提案が書いて

あって、全部はお話しできないのですけれども、ポイントとしては、なり手が増えているけれども、研修の機会が非常に少ないので、この研修の機会を大きく広げていただくか、民間に委託していただくか、そういった措置が必要だというふうに、それができれば、もっと保育の提供はできます。

2番目は、各自治体において書式がばらばらでありまして、電子化もできていないという事で、紙の書式を、今だったらベビーシッターなのだけでも、居宅型保育の書式に記入しなければならなかったりということで、このような管理も自治体の方も手間でしょうし、何か書式の統一、オンライン化できないかというのを御検討いただきたいというのが2番目です。

27ページにちょっとリアルに券なども書かせていただいています。内閣府さんに頑張ってもらっていて、外部委託業者の方が運営しているのですが、実際に券のオペレーションになっていて、これが券じゃなくて電子化されれば、皆さんもっと助かる。郵便で送ったり、記入したりというのがかなりの手間になっております。

次の29ページは、自治体の方の書式統一への依頼を書きました。電子化のお願いというのがあります。

あとは、ベビーシッターというものが、私たちマッチング事業者からしてみると、保育園に代替する、共存できる育児手段として考えておりますので、そちらに関しての補助は、今後、女性が活躍する社会になるには有効的な財政の使い方ではないかというのを私たちは思っているのですけれども、ポイントの1つとして、待機児童でベビーシッターを使った場合の雑所得は廃止したほうが良いと思っていますので、御検討をいただきたい。

望むべくは、福利厚生などで導入する会社が増えているので、ベビーシッター補助が経費化できるのであれば、有効的な使い方ではないかなというふうに、思っております。

そういった形で、もしそれが流れとして雑所得が廃止になって経費化になることになれば、内閣府の割引券ももっと枚数を増やしても、待機児童対策の1つになると私どもは考えておりますので、ぜひ、先生たちに御検討をいただきたいと思って、今日はお話しさせていただきました。

御静聴ありがとうございます。

○大槻座長 ありがとうございます。

それでは、これまでの御説明についてですけれども、まず、要望についての各府省さんより御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○森田室長 24ページですね。研修の機会につきましては、先ほど御説明したとおりでして、方向性としては、専門委員会でも将来的に研修を増やしていく中で必要だということになっていまして、専門委員会の議論でも、まず内容は、今、都道府県なりACSAがやっているものと当然同等でなければいけないし、それをきちんとどういうふうに確認していくのかということはかなり難しいのではないかなという御意見がありましたので、我々のほうでは、その宿題を今整理しているところでして、いずれにしても、方向性自体はこ

ういう形で進めるようにというのが専門委員会からも我々受けていますので、検討を進めていきたいと考えております。

その際には、キッズラインさんやほかのベビーシッターの事業者で研修をされているところに幾つかもうお話は聞き始めてはいるのですけれども、かなりばらつきがある感じを受けています。そういう意味でも、何か一本の線を引いたときに、ここはいいけれども、ここは駄目みたいなことに、それはならざるを得ないと思うのですけれども、その辺りのこともなかなか難しいなどは思っておりますけれども、宿題としては、御要望を踏まえて検討をしていきたいと思っております。

○伊藤企画官 26ページ、27ページの電子化というところは内閣府からお答えします。

27ページだと、電子化への緩和と書いてあるのですけれども、いわゆる法律に基づく給付とは違いますので、別に何か我々のほうで規制していたりは一切ないので、緩和というか、縛ってないというのがまず事実です。

その上で、もちろんなるべく電子化して、事業者さんの使い勝手のいいものにしたいのは我々も同じ意見です。あとは、政府としてもデジタルガバメント等々を推進していますので、あとは、実際に我々のほうでシステムを組まなければいけませんので、そのコストがかかったり、システム開発費もそうですし、運営コストが前よりも低減されなければ意味がないと思いますので、具体的にどういうやり方がいいかというのを今検討しているところです。旧来のと自分で言うにあれですが、役所側だけで考えていてもなかなかうまくいかないのが、今日の事業者さんもそうですし、専門家の意見を聞きながら、国はどうしても予算が年度単位でするので、2年度予算は、今、国会御審議中ですが、2年度予算自体は決まっていますので、その2年度予算の中でできる規模なのか、もうちょっと大きい規模で、3年度以降に予算計上が別途必要なのか、そこはちょっと精査しながら。別途必要な場合は、先ほど申し上げたスポンサーであるところの経済団体の了解が必須とはなりますが、なるべくコストを抑える形でやっていきたいと考えております。

同様に、28ページの提出期限のほうは、こちらは電子化ということでも解決するのだとは思いますが、電子化なしにすぐにでもできないかという意味では、この事業も年度ごとに実施要綱を改正しておりますので、電子化なしに、システム改修なしに、もし2年度からやれる軽減策があれば、少しでも次の4月からの分で採用したいと思っております。

○森田室長 それから、30ページの④の様式のところですが、その後の⑥も、基本的には同様の御要望だと思っておりますけれども、ちょっと理解できてないところがありまして。平成13年の法改正で、認可外保育施設の届出制度が始まっているのですけれども、その時点で、指導監督基準の通知を出してありまして。そこでは届出の様式を2種類示しています。それはずっとなのですが、その2種類の1つがいわゆる施設タイプのもので、施設の概要みたいなことも書くというものと、もう一つはまさにベビーシッター向けの様式が決まっていますので、ベビーシッター専用の届出様式の標準様式は定めているというのが⑥番に

対するお答えになります。

それから、④番に関しても、今回御指摘があったので、幾つかの自治体に聞いてみたのですが、標準様式を大幅に変えている自治体は、我々が幾つか聞いたところでは余りなくて、最初は、自治体が自治事務ですので、何かもっと知りたいことを追加して届出をたくさん書かせているのかなと思ったのですけれども、聞いた限りではちょっとそういう情報はなかったものですから、これは具体的にこんなに違って、こんなに困りますということがあれば教えていただきたいと思います。これは基本的には、都道府県、指定都市、中核市の事務なので、我々は標準様式を示すこと以上のことは、普通に考えたら難しいのではないかと考えていますけれども、個別に何か対応できることがあれば、御相談には乗ってみたいと思います。

それから、電子化は先ほどの内閣府と似ているのですけれども、これも幾つかの自治体に聞いてみたところ、郵送で受け付けることはあるけれども、電子化というのはセキュリティの問題もあったりするので、本当にちゃんとやろうとしたらシステムをきちんと組まなければいけないのではないかなというような。

○経沢社長 メール添付でもいいのですけれどもね。

○森田室長 メールで受けているという自治体も幾つかは確認できました。そこはちょっと考え方の違いもあるのかもしれませんが、これも一律に我々がこうしてくださいというのは難しい。方向性として、当たり前の方向性だとは私は思いますけれども、それがすぐに都道府県、指定都市、中核市で一気にできるかどうかというのは、ちょっと自治体側の意見も丁寧に聞かないと、自治体側の負担だけを増やすというのはなかなか難しいかなと考えます。

それから、冒頭説明したように、事業開始届は、基本的には最初の1回だけですので、それから、個人の事業主の方であっても、事業所の所在地の都道府県、指定都市、中核市に最初の1回出していただく話なので、どれくらい負担があるのかというのが理解できていないかもしれません。

○大槻座長 最後のところだけ、経沢さんのほうから何かありますか。

○経沢社長 自治体の方の今までどおりのオペレーションだから、ベビーシッターの人もそのぐらいのボリュームは普通なのではないかという、多分常識の感覚が違うと思うのですけれども、私たちはオンラインで申し込んで、個人の方も自分の身分証を提示したりしてエントリーできるというメリットでこれだけの人が増えていて、自治体にももちろん1回だけですが、私はその紙で郵送したり、ほとんどの方は持っていかなければいけない自治体が多くて、その後、紙のところがあって、一部メールということなのですけれども、その意味というか、行くのが面倒くさいとかで機会を損失してしまうことはあるかなと思っていて、むしろ、データのほうが自治体の方も管理は、慣れてないというのはあると思うのですけれども、方向性としてはなっていくと思うのですが、今回、コロナの件でも、非常にたくさんの方が育児ニーズを必要としている中、紙にこだわり続ける意味と

というのは、今回問うてもいいのかなとは思っていますし、最終的には電子化されることを望んでいます。

○大槻座長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆さんの御質問・御指摘等ある方は、ネームプレートを立てていただければと思います。

では、夏野さんお願いします。

○夏野委員 これは根本的なことですけれども、厚生労働省さんからいただいた5ページを見ると、東京都のベビーシッターの利用支援事業の研修要件20時間。まず時間を費やせばちゃんと、要は知識がつくということと安全性を高めるという、そういう趣旨でこの研修をやられていると思うのですけれども、20時間過ぎると安全性と知識は高まるものとお考えですか。20時間これを聴いていると。

○森田室長 まず、5ページは、あくまで東京都の事業ですが、ただ、4ページも同じです。基本20時間にしていますが、イメージとしては、確かに見ていただくと、20時間という数字に意味があるというよりは、ここにあるカリキュラムですね。こういうカリキュラムを1項目1時間ぐらいでやらなければいけないだろうということで積み上げています。

○夏野委員 逆に、更問いなのですが、例えば子育てをしたことがある方であれば、かなりのところは飛ばせたり、あるいは、ほかに、正直、頭のレベルも違う方もいっぱいいらっしゃるので、つまり、例えばウェブのテストの形とかに代替するとかいうのはできないのですかね。20時間って、今どき人間そんな暇じゃないですよ。

○森田室長 それは、専門委員会でも同じ議論は出ていまして、少し時間はかかるかもしれないけれども、その方向で検討をすべしというのは、確かに我々も宿題は受けています。

一般の保育だったり、あるいは、先ほど申しました子育て支援員の研修も、ベビーシッターに関しても、オンライン研修をどうやったら広げられるかということで研究はしています。

○夏野委員 本当にシッターさんに必要な要件が何なのか。つまり、悲しい事故が起こったのは分かるのですけれども、多分、事故を起こそうとする人間はこれぐらいの研修は通ってしまうと思うのですよ。別にこの研修をやったからあの人間が事故を起こさないということはないと思うのですね。

リアリティを見ていただくと、どこの世界中の国でも、例えばフィリピン人のシッターさんとか山ほどいて、東京でも有栖川公園に平日の午後行くと、明らかに違う、特に外国人の方のシッターさんはフィリピン人の方などがやっけていらっして、別に研修も受けてないし、それから、こういうテストも受けてなくても、まあ、一応やっけていらっしてという現実があって、世界の標準から言うと、こんなに厳しいベビーシッターはないと思うのですよね。そもそもベビーシッターに何を求めるのかというのもお聞きしたい。

○森田室長 2ページ目ですが、御指摘いただきましたように、この届出制度が平成13年の法改正で始まったと御説明しましたがけれども、これはいわゆる施設についてでして、平

成13年の届出制度が始まってからも15年近くベビーシッターに関しては届出の対象から外してきたというのが歴史です。そういう意味では先生おっしゃったような状態が実は平成13年から27年までは、特にこういう規制もなく事業として展開できたものが、まさにこの事件があったこともあって、28年から非常に厳しくなっていることは事実です。それは非常に御不幸なことをきっかけにしていますので、これは厳し過ぎるのではないかという御指摘かと思いますが、今、約5年ですけれども、5年のタイミングで緩和すること自体は、我々としてはなかなか言い出せないところがあるということは事実です。

○経沢社長 私たちとしては、緩和してほしいということだとか、研修をなくしてほしいということよりは、例えば、今回、コロナになると、研修が全部中止になってしまうのですよね。だから、民間で個別でやることを許していただけたり、オンラインでうちも全部準備してやっているのですが、そういった有事に備えたキャパシティの縮小がないような策はぜひ御検討をいただきたいと思います。

○森田室長 コロナの影響だけはなかなかお答えが難しいですけれども、方向性としては、先ほど来申しているとおりの、その方向で検討を進めたいと思います。

○大槻座長 ありがとうございます。

1点だけ、先ほど、民間については同等性を今検証されていらっしゃるということでしたけれども、具体的には、どういうことをどういうスケジュール感でやっていかれているのでしょうか。

○森田室長 スケジュール感はまだちょっと出せてないのですけれども、来年度に少なくとも議論は専門委員会で進めなければいけないと思っています。これも、ちょっと省内事情で申し訳ないですが、コロナ関係もあって、スケジュールすら少し時間をいただかないと確定できないのですが、いずれにしても、宿題としてもらっていますので、来年度、議論をしていきたいということです。

一般的に言えば、4ページにありますように、カリキュラムについて言えば、もう既に行政がやっている研修と基本的には同じものにするということで問題ないと思うのですけれども、それを実際にどういう講師を選定されて、どういう形でやられて、実際に本当に20時間はどうかという話もありましたけれども、この受講された方がきちんとそれを履修されて、確実に履修したことがチェックできるかみたいなことが、その辺りの論点について、さらに整理した上で検討する必要があると思っています。

○経沢社長 とは言え、現在、ある研修では講師の方が2名しかいなくて、その人たちが稼働しないとできないというような状況だから、それはかなり実質2人しかできないというのは違うかなと思っています。

○大槻座長 ありがとうございます。

ほかに、どなたかいらっしゃいますか。

よろしいですか。

ありがとうございました。

それでは、本件、今日の議論を踏まえまして、各府省さんには御要望にもありますように、今、御指摘、御説明もいただきましたけれども、民間事業者での研修の認可、それから、様式の統一化、電子化、そういったことも、スケジュール感を持って御検討のほうを進めていただければと思います。

それでは、皆さんありがとうございました。

(説明者退室)

○大槻座長 それでは、次の議題に移りますので、菅原委員は説明者の席のほうにお願いします。

(菅原委員移動)

(説明者入室)

○大槻座長 続きまして、議題3「イノベーション人材育成の環境整備」に移りたいと思います。

本日は、公益社団法人経済同友会教育革新PTの小林いずみ様にお越しいただいています。

それでは、15分ぐらいで御説明のほうをよろしくお願いします。

○小林委員長 経済同友会教育革新PT委員長の小林でございます。本日はお時間をありがとうございます。

「自ら学ぶ力を育てる初等・中等教育の実現に向けて」というパワーポイントのプリントアウトをお手元に御用意いただきたいと思います。

経済同友会では、昨年度、このようなタイトルの提言を発表いたしました。ポイントの1つが、子どもたちに1人1台のIT環境を、ということでした。こちらについては中教審でも議論をされ、補正予算で提供が決まっております。現在の一斉休校等の状況を考えると、もう少し早くこれが実現できていればとは思いますが、一応解決済みとして進めさせていただきます。

この提言を出した一番大きな問題意識は、グローバル化、IT化によって、未来の予測がつかない中で、果たして本当に今の教育、基本的に覚えるという教育でいいのだろうかというものです。これだけ世の中が変わっていく中で、今の教育システムで子どもたちがこれから充実した人生を送っていくのに必要な力を本当につけることができるのかと考えました。

自ら学び、学びから得られた知識や経験を、社会課題の解決に結びつける習慣を身につけること、そのために学びの質を向上させなければならないということを、もう少し考えていく必要があるでしょう。子どもたちが一人一人違う能力を持っている中で、それぞれのその能力を生かすような学びの動機づけをしていく。そして、深い学びを実現させていく上では、柔軟な教育制度や教員の自由度の向上、そしてテクノロジーの活用とコミュニティの参加が必要ではないかと考えております。

現状では、教員の裁量は乏しく、学校運営については非常に細かいところまで規定されております。先生方がこれまで以上に教育の本質に真摯に向き合い、子どもたちがわくわ

くするようなカリキュラムを構築・実践できるようにすることが子どもたちにとって必要なのではないのでしょうか。

また、学校現場に勤務する先生方が余りにもいろいろなことをやらなければいけないということで、外部人材の協力によって軽減していくと同時に、先生たちの機能をもう一度しっかりと考え直して、要件を再定義する。そして、それらに基づき教員の評価・研修プログラムも見直し、教育の本質に立ち返った創意工夫を通じて成果を上げた教員に対してしっかりと報いるようなインセンティブを作っていくということをやらなければいけないのではないかと考えています。

これらに使えるツールとして、遠隔授業やデジタル教科書、そして外部人材の活用による教員の負荷の軽減などが考えられます。また、関係して変えていかなければいけないものとして、教員免許制度や、年齢主義から修得主義への転換、行政機構等諸々あるかと思っています。

自らを育てる能力を有する人材というのは、まず、自分自身の関心や強みをしっかりと理解して、アプローチを工夫して結果が出るまでやり抜く責任感と意志の強さを持った人材、そして、加速する技術革新を適切に利活用できる倫理観と社会性を有する人材を指します。特に、技術を使えるだけでなく、しっかりとマネージできる倫理観と社会性を身に付けることが、教育において非常に重要なのではないかと考えています。同時に、これからの社会を生き抜くためには、グローバルに多様性を受け止める寛容さと、自分自身を表現する力も求められています。

今は、学習内容が身につけていてもついていなくても、一定の年齢に達すると進級・卒業していく仕組みですけれども、これでは本当の意味での「自ら学び、課題を解決する方策を模索し、納得がいくまでやり抜く習慣」は身につかないので、年齢主義から修得主義への転換を提言しています。年齢主義によって、修得度合に差がついたままどんどん次の学年に上がってしまう。結果として、修得度合が違うまま義務教育を終え、高等学校に進学することが、格差の再生産の温床になっているのではないかという問題意識を持っています。ですから、年齢主義から修得主義への転換をしていくというのが1つ目の重要な点です。

また、教員については、教員のスキルの向上、そして、教員に求められる資質の再定義に加え、コミュニティを含めた外部人材の活用が必要です。その一環として、特別免許状制度の活用を促進する。今も外部人材を使うような制度はいろいろあるのですが、実際に活用されているかという活用されていないという現状があります。

この2点に絞って考えていきたいと思います。

はじめに、「年齢主義から修得主義への転換」ですけれども、暗記をしなくても、検索をすれば調べられる情報が非常に多くなった中で、覚えることよりも、大局的な観点から事実を自分で検証できる能力の方がより重要になっていくと考えています。自ら適切にゴールを設定するための基礎的な知識構造と読解力がこれまで以上に重要になる中、倫理観

や、AIに代替されない能力を発揮するためのリベラル・アーツといった全人的な教育の基礎を義務教育課程で作っていく必要があるのではないのでしょうか。

従来は、一人一人の進度・理解度に応じた学びを提供するには、途方もないマンパワーが必要でしたが、テクノロジーを活用することにより、一定の領域においては、指導の個別化と子どもたちの学びの効率化を図れるようになりました。新しいテクノロジーを使うことによって修得主義の実現が可能になってきているので、年齢主義から修得主義への転換を速やかに実現すべきではないのでしょうか。

具体的には、義務教育の範囲を年齢で一律に定めるのを止める。今は、満6歳に達した日の翌日以降における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校、義務教育学校の前期課程などで就学させる義務を負う。ただし、12歳に達した日の属する学年の終わりまでに修得し切れなかったときは、15歳まで延ばせる、となっているのですが、小学校に15歳までかけてしまうと、中学校に入った途端に義務教育が打ち切りになってしまう。15歳以降は夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会を提供、ということで、結果として小学校を12歳までに終わらせなければいけないというように年齢で一律に定めてしまっている。

それから、各教科において、授業数や各学年における総授業数の標準を定めているので、修得できているかどうかではなくて、先生が何コマの授業を行ったかで一応修得したと見なして、次の学年へ進ませてしまっているという問題があり、ここを変えていく必要があるのではないかと思います。

2点目の特別免許状制度の活用促進は、技術革新の加速や人生100年時代の到来で、20歳初頭まで教育機関で連続的に勉強して、就職後はOJT等を受けながら働き続けて定年を迎える。要は、20歳までインプットで、その後はアウトプットの人生という、キャリアの構築の仕方ではなくなっている。ライフステージを通じて、学びとアウトプットを繰り返すような時代になっていく中で、人生の早い段階で一人一人の疑問や好奇心を入り口に自分から学び続ける習慣をつけることが必要だと考えています。どうして勉強をしなければいけないのか。ここで勉強したことをどういうふうに活用したいのかということ、子どもたちが実感を持って勉強していくことが非常に重要だと思います。いろいろな学んだ知識・技能を社会の課題解決につなげるという意味で、どういう問題があるのか、世の中はどういうふうに進んでいるのかという生の声に触れるなど、より広い視点から子どもたちに勉強を動機づけることが必要なのではないかと思います。

その意味で、教員の専門性及び教育関係者の役割を再定義し、それらに即した免許制度や評価制度、インセンティブ設計へと抜本的に改革することが必要ですけれども、こうした制度設計や人材の育成にはある程度時間が必要です。それを補完する意味で、各分野の専門性や幅広い経験を有する人材に学校教育により深く関与してもらう仕組みが必要と考えます。

1つの例として、2021年度からプログラミングの内容が倍増する中学の技術及び高等学

校の情報の分野で、特別免許状制度の活用ができるのではないかと考えています。あるいは、小学校の英語教育においても使えるのではないかと考えています。実際に今、特別免許状制度は存在します。でも、それが活用されているかという点、余り活用されていない。そこには幾つかの課題があると考えています。

まず、今は特別免許状を交付しようとするのと、その研修計画とか立案・実施の責任を勤務校がそれぞれに負わなければいけない。これがかなり負担になっているということ。それから、特別免許状の授与を受けた後、3年以上の学校勤務の経験がない先生について、人数の上限があります。要は、わざわざ上限があるものに対してそれだけの時間を使って特別免許状を交付して、外部の人材を使うというインセンティブはなかなか働かない。上限で縛るのではなく、むしろ、特別免許状を活用したことを評価するようなインセンティブの方向に変えていく必要があるのではないかと考えております。この特別免許状の授与に関わる教育職員検定等に係る指針は9ページ目にございます。それから、実際どの程度使われているのかということについては10ページ目にございます。

簡単ではございますけれども、年齢主義から修得主義へ、それから、特別免許状制度の活用促進という点について、問題提起をさせていただきました。

○大槻座長 ありがとうございます。

それでは、皆さんから御指摘・御質問等をいただきたいと思います。御質問等ある方は、プレートのほうをお願いします。

では、中室委員からお願いします。

○中室委員 ありがとうございます。慶應大学の中室でございます。

まず、年齢主義から修得主義へというところですが、  
「生徒・児童の習熟に合った教育や指導を提供していく」ということだと理解しました。近年の経済学の研究蓄積の中でも効果が高いことを示す実証分析が増えてきていますので、私もその点については賛成です。特に、2019年にノーベル経済学賞を受賞したMITのアビジット・バナジー教授らがアフリカ諸国で大規模な実験を行っており、一連の取組は“Teaching at the Right Level” (TaRL) と呼ばれるようになってきています。一方、TaRLの実現と、飛び級や留年一、日本では原級留置と言われていますが—これらを認めていく制度改変を行うことは、直接的に結びつきません。なぜなら、飛び級や原級留置という制度がなければ、TaRLが実現できないわけではないからです。飛び級や原級留置を認めていくということについては、どうしてそういう制度変更をすることに意味があるとお考えになったのかをご教示頂きたいと思っております。

また、特別免許の活用という点も賛成です。私自身も特別免許の活用については、様々な働きかけを行ってきました。その中での発見は、特別免許の活用を進めようと思うと、免許制度そのものにとどまらず、教員の処遇にも踏み込んだ改革をしなければならないのではないかと考えています。例えば、現在教員不足が指摘される英語やプログラミング教育において、特別免許を活用して外部人材を連れてくるとなると、公立学校の教員と同様

の処遇・給与では難しい。一般の労働市場でも、英語が堪能だったり、プログラミングのスキルがある人の賃金は高いからです。このため、特別免許の活用をするためには、教員の給与や処遇についてももう少し弾力的にする必要があるのではないのでしょうか。

○大槻座長 小林さん、お願いいたします。

○小林委員長 飛び級あるいは原級留置についてですけれども、確かに、それと修得主義に直接的な関係があるわけではないと思います。修得主義は、あくまでも一人一人の理解度に応じてカリキュラムを繰り返しやっていく、あるいは、先に進ませるということですが、結果として、ほかの同じ年の子どもよりも早く進んでしまう子どももいるかもしれませんし、あるいは、繰り返しやっているけれども、修得が遅い。そのために、学年が終わった時点で同じレベルまで行けない子どもというものもいると思います。ですから、飛び級・原級留置ありきで修得主義ということではないですけれども、修得主義にシフトした結果としてそういうことがあり得るということで、これは飛び級・原級留置を認めましょうということを我々は言っているのではなくて、修得主義を推し進めた結果として、こういうケースもあり得るということ容認してくださいということを申し上げております。確かに供給側にとってのインセンティブも必要だと思いますので、いろいろな意味で現場に裁量権をもう少し持たせてもいいのではないかと考えております。人事あるいは予算における裁量権をもう少し校長先生、学校に持たせるということは、我々も提言の中に入れております。

○菅原委員 追加で。最初の質問の修得主義にすることと飛び級の話は違うというのはそのとおりでと思っています。一方、教育再生会議のほうでも飛び級などについては議論が開始されていると思うのですけれども、この提言では、個々人にカスタマイズされた、個々人の成長に合わせた教育をしていくというところに一番重きを置いています。別の問題ではあるのですが、修得主義を定着させていくとなると、飛び級とか原級留置みたいな仕組みは避けて通れなくなるので、併せて検討はしていくべきではないかという認識でいるということ。

小林委員長から申し上げましたけれども、特別免許状を活用しようという人たちの報酬です。どの程度が妥当なのかというのは非常に難しいところではあると認識しています。特別免許状というのがもう少し柔軟に弾力的に活用ができるのであれば、これを反対する人もいると思いますが、今、副業・兼業の促進が言われている中で、ある一定以上の能力を売る発想、特にITなどの技術革新のスピードが速い分野を一般の教員の方が教えていけるかということ、なかなかハードルが高いと思うので、民間人を活用するために、もう少し制度の柔軟化について一度見直していただきたいと考えています。

○中室委員 今、菅原委員がおっしゃったことには、私も大変賛成です。

ただ、教員免許の制度変更には根強い反対論があり、過去の議論を振り返ると、賛成派と反対派にいずれも譲れないところがある「水かけ論」となっていた印象が強くなります。今後この議論を改めて進めていくためには、「べき論」のみならず、特別免許の利活用を

推進した場合、推進しなかったところと比較して子供たちの英語力やプログラミングスキル、あるいは学力にどのような差が生じたか（あるいは生じなかったのか）をきちんと検証をし、そこから逆算して処遇や給与についても議論しなければ建設的な議論になりえないのではないかなと思っております。

○大槻座長 よろしいですか。

御手洗さんが恐らく御質問があるということで、今ちょっと見えたのですが、技術的に御質問をいただくことはできますか。

○大森参事官 音声はつながっているものの、映像が表示されません。

御手洗委員から御質問がある場合は、メールでいただいて、私が代読させていただきたいと考えております。

○大槻座長 分かりました。

今は、まだメールは来てないですか。

○大森参事官 来ておりません。

○大槻座長 分かりました。来たら、また、教えてください。

○大森参事官 はい。

○大槻座長 では、続きまして、夏野委員お願いします。

○夏野委員 拝見して、総論はこれはやらなければいけないというのはみんなが分かっていることだと思うのですが、ただ、実際に手をつけるとすると、これは、今の教員の方の資質を全否定してしまうことになっていて。つまり、そういう教え方しかしてきてない方々で、この話をすると、必ず教員の雇用問題みたいな話になってきて、今、小学校で平均像から言うと、48歳から49歳ぐらいの女性の割合が6割ぐらいかな。IT機器はほとんど触ったことがなくて、スマホは子どもたちのほうがよっぽど詳しいというのが平均像だとすると、今から再教育してももう間に合わないというような袋小路がある。

一方で、ゆとり教育の見直しというもののぶれが物すごく来ていて、今はもうまさに詰込みの知識、丸覚えで、暗記力と、それから、機械的計算能力、つまり、PCを使えばあっという間に計算できることを一生懸命、うちの娘は小学校6年生と高1ですけれども、まさにその繰り返しを特に中学校はやっているという現実があって。どこから取りかかっているかが分からないというのが、文科省も教育委員会も、総論は、今、小林さんが提案していただいたことに賛成だけれども、でも、それは自己否定にもなるし、何に手をつけていいか分からないというところで、1つ、免許制度の活用は具体的にありだと思うのですが、それも、実際にそれが入っていくと、やはり正規教員との差があって、すごく狭いところに及ぶ。

これ、総論はいいのですけれども、具体論に落としていくと、さっき中室さんが言っていたみたいに、何か事例を重ねていくとか、特区ではないのでしょうかけれども、何かそういう学校がたくさん出てくるような体制を整えるぐらいしか、環境整備としてはないような気がするのですね。

それをやるとしたら、日本においては多分私立学校になってしまうと思うのですよ。私立学校のほうが裁量は物すごくあるので。ただ、学費は高い。例えば小学校で言うと、東京の普通の公立の小学校だと、1人当たり100万円公費で負担しています。これは、私立学校には38万円ぐらいなのですね。という、では、私立学校にも100万円、つまり、公立学校と補助を負担させるけれども、差があるところはプラスアルファで親から取ってやってくださいみたいなことぐらいしか、もう何か解決策はないような感じを受けたのですけれども、本当に実証していくには何をしたらいいのかという御意見を伺いたいです。

○小林委員長 確かに、私立学校のほうがやりやすいというのはあると思いますけれども、実際に、公立学校でもそういった実験をしている学校はありまして、例えば麴町中学とか、つくば市のみどりの学園など、幾つかの地域でそういったことを始めている。

○夏野委員 分かっているのですけれども、それは多分スケールしないのですよね。麴町中学校も校長先生をちゃんとユニークな人を連れてきてとかやっているのですけれども、それは多分公立でスケールする、つまり、公立の仕組みだと、それを真似てほかの人たちもそうしようと思うことにはならないと思うのです。

○小林委員長 これは私見ですけれども、だからできないと言っていると永遠にできないと。まず、大学の教員養成課程のプログラムの中で、カリキュラムを変えて新しい教育の仕方をしっかりと作っていくというのは1つあると思うのです。新しく入ってくる若い先生たちは、ITを使った教育の仕方、あるいは、専門的なエリアを身につけるといえることができます。今教えていらっしゃる先生を全否定することにはならないと思うのです。というのは、子どもたちに長い間接してきているということは、子どもに何が必要かということが分かっている。新しいツールを使う授業をするということと、子どもたちの成長のために教員として何をすべきかということに分けて考えることによって全否定にはならないだろうと思います。問題は、その2つをどういうふうに組み合わせて、学校教育の現場を変えていくかという点だと思います。ですから、全否定をするのではないということを明確に伝えることが逆に重要なのではないかと思います。

○大槻座長 ありがとうございます。

それでは、南雲委員お願いします。

○南雲委員 ありがとうございます。

年齢主義から修得主義、並びに特別免許制度は、賛成です。ただ、一つ懸念というか思うのは、日本人の中だけで閉じたところで制度の改革をやっても、余りスケールは出ないのではないかという点です。私自身は海外が長いからというものもあるのですけれども、将来を生き抜く力は、日本の中だけで生きていく力ではなくて、むしろ、これからもっとグローバル化していく中で生きていく力を身につけなければいけないと感じています。そういったときに、日本人の中だけで何かを変えるのではなくて、海外との比較を通じて違いがあるところを自分を照らし直してみて、何が本当に自分に学びとして有効なのか、何を考えなければいけないのかということを見つけ出すメタスキルが必要かと思っています。つま

り、学ぶことですね。学びのもう一段上の学び方というのを、海外との差の中で見つけていくということです。その中で、自分はこうやって育っていくのだ、自分はこうやって伸びていくのだということを見つけていくような訓練を若いうちからやっていくことはとても大切ではないかなと思います。

海外に行くと、コミュニケーション能力などは、本当に日本人はそれが駄目なのですね。いろいろな海外の会議とか行っても、なかなか発言が出てこないとか、言っても通じないとか、人のネットワークは作れないとか、つまり、グローバル社会でたくましく生きてないのですよ。そういう世代をこれ以上作ってはいけないと私などは思うのです。

こういう制度設計するときに、どれだけ外国との接点を含めた設計ができるのかも大切です。かなり無理を言っているのは分かっているのですけれども、そのほうが遠回りのように実は近道なのではないかという気もします。海外という軸をどうやって入れるのかというところはもう一回考えてもいいのかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○小林委員長 海外との接点という意味では決して大きいことではないですけれども、修得主義にしていくことによって、例えば外国籍の子どもたちあるいは帰国子女の子どもたちが入りやすくなる。今は年齢主義ですから、海外で違うカリキュラムで勉強してきた子どもたちが日本の同じ年齢の学年に入ったときに、理解できないというような問題があるかと思えますけれども、修得主義にすることによって、自分が理解できる場所のレベルで教育を始めることができるという、こういった意味で、周りにいる子どもたちがより違う経験を持った子どもたちに接する機会が増えるということが1つ言えるかと思えます。

私自身も海外との接点の中でいろいろなキャリアを作ってきた中で、まさにおっしゃる点が日本人の弱さであるとは思っているのですけれども、中学校はともかく小学校でいきなり海外との接点をダイレクトに作らなくても、日本の中での発想・ルールが全てではないという柔軟性と、自分自身の考えたことを意見としてしっかり言える、発信できるのだという環境を作ることによって、海外に出たときに自分自身を発信する力はあるのではないかと思えます。みんなと同じであることが当たり前、それが正しいという発想の社会から脱することによって、海外に出たときに自分自身の意見を言う、あるいは、相手の言うことを受け入れる。違うものを受け入れる力が身に付くのではないかと思えます。小学校、初等教育はまさにその土壌を作る場ということで、外部のいろいろな人たちを入れることによって異なる能力をより伸ばすような環境を作れるのではないかと。次のステップで、海外とどういう接点を作っていくのか。そこに臆せず自分で飛び込んでいけるような、そういう子どもたちを作る環境を作ることは必要なのではないかと。思えます。

○南雲委員 やり方はいろいろあり、どれがいいとなかなか言い切れないと思えますが、オプションとしていろいろなものがあつたほうがいいかと思えます。小学校のうちから海外とやれる人がいてもいいわけですので、小学校のときは日本の中での多様性で、その後のセカンドステップで海外というアプローチもあると思うのですけれども、本当にできるだけ多様性が担保できるような制度であればいいかなと思えますね。

○大槻座長 ありがとうございます。

小林さんに私のほうから。先ほど来の習熟度ということの具体化のために、例えばどういう形で習熟度を測るかというようなガイドラインとかそういうのは何かイメージがありますでしょうか。

○小林委員長 ガイドラインというのではないのですけれども、スタディ・ログというのがある、どこまでどれくらい勉強して、どれだけ修得しているかということが測れるようになってきているので、これは1つの大きな進歩ではないかと思います。

○中室委員 「習熟」を何で測るかというのは、非常に重要な問題です。全国学力学習状況調査をはじめとする日本の学力テストは、対象の学年で習った内容を理解しているかを問うています。しかし、このタイプのテストで「習熟」を計測するのは非常に困難です。例えば、小学校3年生なのに小学校1年生の内容しか修得できていなかった生徒が、この1年間で小学校2年生の内容は理解できるようになったとします。習熟という観点で見れば、この生徒は1年分は前に進められている。しかし、小学校3年生の学習内容に沿った学力テストで計測すると、おそらくこの生徒の学力テストの点数は低いままでしょう。

一方、海外では、IRT(項目反応理論)に基づいて、同一児童の学力の変化を推定する学力テストが用いられています。PISAやTIMSSといった国際比較可能な学力テストだけではなく、TOEFLやTOEICのスコアの算出にも用いられている方法です。こうした学力テストを利用した指導を行っている自治体としては埼玉県が有名ですが、日本ではほとんどまだ導入実績がありません。私は、「習熟」に着目するのであれば、習熟を計測するのに適切なものにするのが重要だと思います。スタディ・ログでは生徒の習熟の変化を把握はできません。特に、今この場で議論されているような、主体的・対話的で深い学びを進めていこうというときに、スタディ・ログでそれを計測するのは難しい。習熟に着目するのであれば、習熟をどう計測するかについても十分注意を払うことが必要です。

○大槻座長 高橋さん、お願いします。

○高橋議長代理 今まで出てなかった論点で申し上げようと思っていたのですけれども、今、中室さんがおっしゃったことと結果的には類似しているのですけれども、御提言の中で、教科書制度の改革ということで、紙の教科書からデジタル教科書に変えていくという御提言がありますけれども、学習の質を高める観点から、なぜデジタル化すると高まっていくのか、そのところがポイントかなと。

そうでないと、なぜデジタル化すれば質が上がるのかという答えにはなっていないような気がするのです。今、中室委員がおっしゃったように、例えばデジタル化することで子どものレベルが測れるということであれば、デジタル化することの意味もあるのかもしれませんが、特に小さい子どもたちの場合は、単にデジタル化するだけでは質が上がることは担保されないのではないかと思うのですが、そこはいかがでしょうか。

○小林委員長 これは私見ですけれども、デジタル化した教科書はレベルを測るためのものではなくて、デジタル化をすることによって学びの質を高めるというのが目的だと思う

のです。今、実際に起きていることは、紙の教科書をベースにして、それを補足する形でデジタルを使って、ビデオを別途見せるとか、データを出すとか、教科書会社もそういう仕組みをいろいろ工夫していらっしゃるようなのです。

ただ、デジタルと紙の教科書を両立させようとするとは非常にコストがかかる。なおかつ、子どもの数が減っていく中で、こういった要求をどんどん満たしていこうとすると、紙ですから、実際ロジスティクスで配付しなければいけないなど諸々を考えていくと、コストがどんどん上がっていくという声が出ているようなのです。デジタル教科書を主体にしてしまえば、補足する情報の提供とかビデオなどをもっと容易にいろいろつけていくことができるのではないかと思います。

ですから、紙からデジタルにするということ自体が教育の動機を高めたり、教育の質を高めるということではなくて、デジタルにすることによって、より使い勝手がよくなるということ。そして、コストを高くせずに柔軟性を持たせることができるという意味でデジタル教科書があったほうがいいのではないかと。要は、デジタル単独という発想の教科書も認めてもいいのではないかと考えます。

○高橋議長代理 使い勝手という観点からすれば、デジタルのほうが応用は利くと思うのですね。かつ、紙と併用するよりもコストも小さくなると思いますが、子どもの教育という観点から紙とデジタルどちらがいいのかということについては、一概には言えるのですかね。そこはよく分らないです。

○大槻座長 菅原委員お願いします。

○菅原委員 デジタル教科書のメリットは、個別対応や双方向学習がしやすいことや、内容の更新が容易等のメリットがあるとは思っています。

あとは、こうした議論のときに常にあるのですけれども、対面かITかというのと一緒に、紙なのかデジタルかという話ではなく双方の特性があると思います。デジタル教科書は先ほどのスタディ・ログの話のように習熟度が見える化したり、習熟度を測るツールとしては使いやすい。

もう一つ先ほどの質問で、修得主義に移行するには、習熟度別のガイドラインなどを作る必要はあると思います。先ほどから出ていますが、全国でモデル校を、何か実証実験ができる仕掛けを持ち、エビデンス・ベースで有効性を測る必要があります。こうした新たな取組をするのであれば、学校長と教育長が鍵になると思います。学校長同士のネットワークがあると聞いていますので、そういう場でうまく修得主義であるとか、デジタル教育などの新たな取組や効果的な活用などを議論していただくことが必要だと思います。また、先ほどの南雲委員からのグローバル化という話がありましたが、デジタル教科書、ITを活用することにより、グローバルな知識、状況を瞬時に学べるので、教え方の創意工夫でネットを通じたグローバルなコミュニケーションなどの教育は出てくると思います。

グローバルの観点では、帰国子女や外国人の教育の問題。同友会で特定技能に関わるアンケートをしましたが、家族の帯同をもってきちんと地域に根づいてもらうべきとの回答

が多かったのですが、そのためにも、外国人の子どもたちがきちんと日本の社会の中に教育という場面でも積極的に入れる仕組みが必要です。日本人の子どもも、国籍の違う子どもと学び、コミュニケーションを図ることで学ぶことは多いと思います。

○大槻座長 ありがとうございます。

石戸専門委員、お願いします。

○石戸専門委員 質問したかったことは、これまでの議論で出たので、一度札を下げたのですけれども、今の議論で少しコメントをしたいなと思ったので。

デジタルでの教育効果という議論になっているのですが、デジタルを学校に導入するかどうかの議論が始まったときに、北欧が進んでいるというので日本人がたくさん視察に行ったのですが、「パソコンを導入して効果が上がるのですか」というのを日本人だけが質問するというのですね。しかし、北欧の人からすると、「それは、鉛筆を持ったら成績が上がるのという質問と同じ質問だよ」と。要は、ツールをどう使うのかが大事なわけです。

その一方で、導入に先立ち、文科省・総務省がかなり時間と予算をかけて、効果があるというエビデンスを出してきました。もちろん、デジタルか紙かという議論をしているわけではなくて、適材適所でツールを使い分けましょうということではあります。しかし、エビデンスがないエビデンスがないと言われ続け、日本は導入がすこぶる遅れ後進国になってしまった。その導入しなかったことへの責任も問われるべきではないか。導入するメリットを問われるのであれば、導入しないメリットはなにか説明すべきではないかと思っています。これからは、それをよりよい学習にどう活かすかが重要であり、年齢主義から修得主義へというのは重要な点だと思います。デジタルを導入することによって個別学習が実現可能になった。これまでもその重要性は指摘されてきたけれど、実際はできなかったわけですよね。それを技術が可能とした今、どういうふうに導入するのか、Howの部分をもう議論すべきフェーズだと思います。ですので、質問したかったことは、「どうやって」という部分の議論はどのようになされているかということです。

それに付随してですが、結局、導入が遅れ、今回のコロナ騒動で全校休校になり、中国では遠隔教育に早々に切り替えた一方で、日本はできていないわけです。そして、デバイスが導入されている地域や学校や家庭は学習サポートができるが、導入されていない地域ではそれができないでいる。その地域間格差が広がってしまったのではないかと。今回の前に導入されていたらどれだけ良かったかと思うわけです。

今回プレゼンにはなかったのですけれども、提言書の資料を見ると、遠隔教育についても触れられています。今回のコロナの影響で遠隔教育が進むと思いますので、このタイミングにおいて、遠隔教育で改善されるべき点などご意見があれば教えてください。

○大槻座長 お願いします。

○小林委員長 提言の中での遠隔教育は、今のコロナのような状況を想定しているものではなくて、学校の場においてITを使ってどういった教育ができるかということ想定したものですけれども、今は、外部の専門家に授業をしていただく場合でも、その教科の専門

の教員がその教室にいないとできないという制限がかかっている。ただ、高等学校については、その学校の教員がいれば、その教科の専門の先生でなくても遠隔教育ができるという柔軟性が出てきているので、小中学校においても、その学校の先生がいれば外部の専門家の授業が受けられるというような柔軟性を持たせることができるのではないかとことを提言しています。

○菅原委員 1つだけいいですか。

今回のコロナの件は、オンラインの政策を進めることを考えるいいきっかけになったのではないかと思います。今、休校になって子どもたちが学習の場や機会がなく、急だったために学校側も宿題等の用意も十分できずにいる中で、遠隔教育の活用の実験の機会になる。また、ベネッセなど民間が教材を無償で提供するなど、文科省もそうした情報提供をいち早く出しました。こうした動きが出てくると、遠隔教育等を進める機運が高まるので、この機会を逃さずきちんと考えていくという意味はあると思います。

○大槻座長 ありがとうございます。

御手洗さんは、御質問のほうはよろしいですか。

では、本日は時間もまいりましたので、ここまでにしたいと思います。

本日御説明いただきました、特に教育の習熟度のところ、そして、特別免許の活用のごとも含めまして、イノベーション人材育成の環境整備については、引き続き、当ワーキングとしても議論を進めていきたいと思えます。

どうもありがとうございました。

(説明者退室)

○大森参事官 次回のワーキングの日程につきましては、追って事務局より御案内申し上げます。

○大槻座長 それでは、委員の皆さんには少し残っていただきまして、事務連絡等をさせていただきます。